

## 新婚世帯家賃補助金交付事業について

### 1. 対象者（新婚世帯）

相生市に定住する意志をもち、家賃の補助を受けるための交付申請書の提出日において、婚姻(再婚を含む)の届出の日から3年以内の世帯で、次に記す要件すべてに該当する世帯。



①相生市内の賃貸住宅に現に居住していること。

※定住促進住宅以外の市営住宅等は除く。

②補助金交付申請日において新婚世帯で、夫婦のどちらかの年齢が、満40歳未満の世帯であること。

※補助金交付申請日において、申請者が満40歳未満であること。

③以下の項目に当てはまる契約を締結した世帯であること。

・事業期間中に新たに締結した賃貸住宅の賃貸借契約であること。

ただし、事業期間前に契約を締結していても、事業期間中に婚姻した世帯も対象とする。

※賃貸借契約の締結は、夫婦どちらかの名義であること。

社宅及び勤務先が契約を締結している場合は、交付対象外となります。

④公的制度による家賃補助を受けていないこと。

⑤申請人及び同居者全員が市税を滞納していないこと。

⑥家賃を滞納していないこと。

⑦この要綱に基づく補助を受けたことがない世帯であること。ただし、交付期間内に新たに賃貸住宅に居した場合はこの限りでない。

### 2. 事業期間

平成28年度から3年間。（平成28年4月1日～平成31年3月31日まで）

### 3. 補助金の額

月額1万円を3年間補助します。ただし家賃負担額が補助金の額に満たない場合は、家賃負担額とする。

補助金の交付は、申請のあった翌月分からを、翌年4月に1年分（交付決定額）をまとめて交付します。

#### 4. 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする方は、次の書類を提出して下さい。

①交付申請書（様式第1号）

②世帯全員の住民票の写し（縦柄、世帯主及び本籍を表示）

##### 【相生市役所市民課・窓口2番で取得】

③戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）【本籍地のある市町村役場の市民課等で取得】

④前年度分の納税証明書（同居世帯のうち納税義務のある者全員）

（平成28年度申請：平成27年度分、平成29年度申請：平成28年度分、

平成30年度申請：平成29年度分）

##### 【相生市役所徴収対策室・窓口7番で取得】

※ただし、証明書の発行は発行年の1月1日現在の住所地があった市町村役場・税務課等で取得

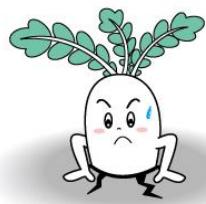
⑤住宅賃貸借契約書の写し

⑥家賃内訳証明書（契約書で家賃の内訳が不明確な場合に限る）（様式第2号）

##### 【※賃貸住宅の貸主（または管理会社など）が記入する資料】

⑦その他市長が必要と認める書類

※翌年度以降の申請は、毎年市から申請書を送付しますので、毎年必要書類を添えて申請していただきます。



#### 5. 税関係

この補助金は、市民税においては雑所得として課税の対象となります。

また、所得税においては、給与所得者で給与所得以外の所得が補助金

を含めて20万円を超える場合には、確定申告をしなければなりません。

#### 6. この制度についてのお尋ねは、

相生市 企画総務部 定住促進室まで（TEL 0791-23-7125）

